

## 稲城市姉妹都市・友好都市交流協会設立準備会設置要綱

平成29年 8 月 1 日

市長決裁

## (設置)

第 1 条 稲城市海外姉妹都市検討市民会議の提言に基づき、海外姉妹都市交流及び国内の姉妹都市・友好都市交流を担う、市民が主体となった（仮称）稲城市姉妹都市・友好都市交流協会（以下「交流協会」という。）の設立に向けた検討を行うため、稲城市姉妹都市・友好都市交流協会設立準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 準備会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、市長に提言する。

- (1) 交流協会の事業内容に関する事。
- (2) 交流協会の組織体制に関する事。
- (3) 交流協会の運営方法に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## (組織)

第 3 条 準備会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 平成28年度稲城市海外姉妹都市検討市民会議の委員を推薦した団体が、準備会委員として推薦した者
- (2) 平成28年度稲城市海外姉妹都市検討市民会議の公募委員のうち、準備会委員となることを承諾した者
- (3) 公募により選定した市民（交流事業に熱意を持って取り組む意欲のある者とする。）

2 前項の委員は、市長が委嘱する。

## (期限)

第 4 条 準備会は、提言の日をもって解散する。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 準備会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、準備会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、議長となり、会務を総理する。

4 会議の議事において採決を要する場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第7条 市長は、会議に出席した委員又はその代理の者に対し、予算の範囲内で定める額を報償金として支給する。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開する。ただし、委員長が準備会の議を経たときは、この限りでない。

(傍聴の手續)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ職員にその旨を申し出、職員の指示するところにより、指定された席に着かなければならない。

(傍聴することができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することはできない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の進行を妨げるおそれのある器物等を携帯している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が不適當と認める者

(傍聴人の定数)

第11条 準備会は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定数を定めることができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、喧騒にわたり会議の妨害をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 撮影及び録音をしないこと。
- (6) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、たれ幕の類を掲出しないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要綱の他の規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(傍聴人に対する職員の指示)

第14条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(庶務)

第15条 準備会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、委員長が準備会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。